

○財務省告示第三百二号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
三十年十月二十二日に発行した政府短期証券の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年十一月九日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第七百九十一回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に発行される入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

九	振替単位	の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平成三十年十月二十二日	額五毛以上のそれぞれ応募価格	厘七毛	平成三十一年一月二十八日	償還期が銀行休業日に	償還金額を払う。	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成三十年十月二十二日	償還期	償還金額	償還金	元金	場所	入札参加	者	払込期日	十六
十	振替単位	の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平成三十年十月二十二日	額五毛以上のそれぞれ応募価格	厘七毛	平成三十一年一月二十八日	償還期が銀行休業日に	償還金額を払う。	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成三十年十月二十二日	償還期	償還金額	償還金	元金	場所	入札参加	者	払込期日	十五
十一	発行行	の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平成三十年十月二十二日	額五毛以上のそれぞれ応募価格	厘七毛	平成三十一年一月二十八日	償還期が銀行休業日に	償還金額を払う。	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成三十年十月二十二日	償還期	償還金額	償還金	元金	場所	入札参加	者	払込期日	十四
十二	発行行	の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平成三十年十月二十二日	額五毛以上のそれぞれ応募価格	厘七毛	平成三十一年一月二十八日	償還期が銀行休業日に	償還金額を払う。	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成三十年十月二十二日	償還期	償還金額	償還金	元金	場所	入札参加	者	払込期日	十三
十三	発行行	の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平成三十年十月二十二日	額五毛以上のそれぞれ応募価格	厘七毛	平成三十一年一月二十八日	償還期が銀行休業日に	償還金額を払う。	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成三十年十月二十二日	償還期	償還金額	償還金	元金	場所	入札参加	者	払込期日	十二
十四	発行行	の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平成三十年十月二十二日	額五毛以上のそれぞれ応募価格	厘七毛	平成三十一年一月二十八日	償還期が銀行休業日に	償還金額を払う。	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成三十年十月二十二日	償還期	償還金額	償還金	元金	場所	入札参加	者	払込期日	十一
十五	発行行	の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平成三十年十月二十二日	額五毛以上のそれぞれ応募価格	厘七毛	平成三十一年一月二十八日	償還期が銀行休業日に	償還金額を払う。	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成三十年十月二十二日	償還期	償還金額	償還金	元金	場所	入札参加	者	払込期日	十
十六	発行行	の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平成三十年十月二十二日	額五毛以上のそれぞれ応募価格	厘七毛	平成三十一年一月二十八日	償還期が銀行休業日に	償還金額を払う。	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成三十年十月二十二日	償還期	償還金額	償還金	元金	場所	入札参加	者	払込期日	九